

財務省告示第四百十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年十一月十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日
 財務大臣 額賀 福志郎

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 |
|---------------------|------------------------------------|--|--|--------------|-------------------|-------|--|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 振替法の適用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 | 振替単位 |
| 利付国庫債券（二年）（第二百六十二回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七十六條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立基金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け額面金額で五百八十三億円 | 額面金額で五百八十三億円 | 五百八十三億二千五百六万九千五百円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。 |

九 発 行 日
十 行 価 格
十一 厘 額 面 金 額 百 円 十 月 十 五 日
十二 年 ○ ・ 八 パ ー セ ン ト 四 銭 三

初 利 率
期 子 率
平 成 二 十 年 五 月 十 五 日 を 支 払 期
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う へ 以 下 、
次 号 及 び 第 十 四 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二 期 以 後 の 利 子
毎 年 五 月 十 五 日 及 び 十 一 月 十 五

十四 償 還 限 額
平 成 二 十 一 年 十 一 月 十 五 日

十五 償 還 金 額
日 本 銀 行

十六 元 利 支 所
平 成 十 九 年 十 一 月 十 五 日

十七 払 込 期 日
平 成 十 九 年 十 一 月 十 五 日